平成２４年（フ）第２６１４号
大阪市東淀川区大道南１丁目19番５号　ラ・宝樹弐番館303号
債務者　藤村美穂乃
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６６号
沖縄県那覇市鏡原町９番８号　コーポホエール302
債務者　上間　　靖
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５１号
北海道小樽市入船４丁目34番２号、前住所北海道小樽市富岡２丁目７番107号　ヴェルビュ小樽富岡
債務者　山田　明一
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第６２号
北海道小樽市入船２丁目20番２号
債務者　千葉　孝子
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２５３号
仙台市泉区松陵１丁目25番地の２
債務者　高瀬　和実
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
仙台市青葉区梅田町４番30号　桜井方
債務者　高橋　直樹
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２８７号
仙台市泉区南中山２丁目25番地の１　東北高等学校三楽寮102、従前の住所宮城県黒川郡大和町宮床字森ノ腰107番地の３　メゾン森ノ腰203
債務者　高橋　淳子
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３１７号
仙台市宮城野区岩切字東河原209番地　アートインⅠ－Ｄ棟101、従前の住所宮城県塩竈市新富町３番２号　プロスパーマンションⅡ203号
債務者　岩永　信勝
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３１８号
仙台市泉区将監９丁目１番５―504号
債務者　畠山　　司
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３３５号
仙台市青葉区北目町２番33―801号
債務者　針生佳世子
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
宮城県柴田郡大河原町字錦町２番地９　グランデール錦103号
債務者　川内　秀雄
１　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１０４号
秋田市河辺岩見字杉沢台27番地
債務者　石塚江利子
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４号
秋田県大仙市内小友字下田谷地42番地３
債務者　佐々木生子
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１５８号
茨城県水戸市元吉田町1810番地の３　早坂住宅
債務者　本田伊都子
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１６０号
茨城県那珂郡東海村大字村松2822番地の10　母子生活支援施設かがやき荘、住民票上の住所千葉市若葉区みつわ台２丁目18番７号　ヴューラーみつわ台Ｃ―203号
債務者　木村　美樹
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第７８号
茨城県つくば市春日３丁目15番地18　サンライフ春日Ｄ棟205号
債務者　金子　雪絵
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係